

合併契約書

公益財団法人久留米市スポーツ協会（以下「甲」という。）と公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団（以下「乙」という。）は、両法人の合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続法人、乙を吸収合併消滅法人として合併する。

2 吸収合併存続法人及び吸収合併消滅法人の名称及び住所は、以下のとおりである。

（1）吸収合併存続法人

名称 公益財団法人久留米市スポーツ協会

住所 福岡県久留米市荘島町1 1 番地 1

（2）吸収合併消滅法人

名称 公益財団法人久留米市生きがい健康づくり財団

住所 福岡県久留米市東合川五丁目 8 番 5 号

（効力発生日）

第2条 合併の効力発生日は、令和8年4月1日とする。

（合併承認）

第3条 甲及び乙は、本契約書につき承認を得るため、それぞれの評議員会の承認を得るものとする。

（解除条件）

第4条 本契約は、第3条で定める甲及び乙の評議員会の承認が得られなかった場合には、効力を生じない。

（効力発生日以降の名称及び住所）

第5条 効力発生日以降の甲の名称及び住所は、次のとおりとする。

名称 公益財団法人久留米市スポーツと学びの財団

住所 久留米市諏訪野町1 8 3 0 番地 6

（法人財産の引継ぎ）

第6条 乙は、令和7年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引継ぎ、甲は、これを継承する。

(善管注意義務)

第7条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ甲及び乙は協議の上、これを行う。

(職員の処遇)

第8条 甲は、効力発生日において、乙の職員を甲の職員として引き継ぐものとする。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算する。

(本契約に定めのない事項)

第9条 本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲及び乙がそれぞれ1通を保有する。

令和7年9月30日

甲 福岡県久留米市荘島町11番地1
公益財団法人久留米市スポーツ協会
理 事 長 橋 本 政 孝



乙 福岡県久留米市東合川五丁目8番5号
公益財団法人
久留米市生きがい健康づくり財団
理 事 長 橋 本 政 孝

